

競争ルールの検証に関するWG（第34回）

1 日時 令和4年7月19日（火） 15:00～16:25

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

天田公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

竹村総合通信基盤局長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、片桐料金
サービス課長、廣瀬消費者行政第一課長、鈴木電気通信技術システム課番号企画室長、
寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、林電気通信技術システム
課番号企画室課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、
中島料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、あ
りがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワ
ーキンググループ第34回会合を開催いたします。

なお、本日は大橋構成員が所用のため御欠席という御連絡をいただいております。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえまして、オンラ
イン方式による会議の開催とさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、事務局から連絡事項等の御説明をお願いいたします。どう
ぞよろしくお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局から御連絡いたします。

本日も、オンライン会議の開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これま
での会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただ
くようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせて
いただきます。

なお、チャット欄は構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。

また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

議事に入る前に、前回のワーキンググループ会合以降、総務省において人事異動があったとのことでございます。事務局から、新たに着任された方々の御紹介をお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。前回のワーキンググループ会合以降、人事異動で新たに着任した総務省幹部職員を紹介させていただきます。

まずは竹村総合通信基盤局長、一言御挨拶いただければと思います。

【竹村総合通信基盤局長】 6月28日に総合通信基盤局長に着任しました竹村と申します。先生方には、またよろしくをお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】

続いて、近藤総合通信基盤局総務課長、よろしくをお願いいたします。

【近藤総合通信基盤局総務課長】 同日付で総合通信基盤局総務課長に着任いたしました近藤でございます。よろしくをお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】

続いて、飯村事業政策課長、よろしくをお願いいたします。

【飯村事業政策課長】 同日付で事業政策課長に着任しました飯村でございます。よろしくをお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 続いて、片桐料金サービス課長、よろしく申し上げます。

【片桐料金サービス課長】 同日付で料金サービス課長を拝命しました片桐でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 続いて、廣瀬消費者行政第一課長、よろしくお願

いたします。

【廣瀬消費者行政第一課長】 同日付で消費者行政第一課長に着任いたしました廣瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 なお、本日都合により御欠席しておりますが、木村電気通信事業部長も着任しております。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

御挨拶いただきましたが、我々のほうからもどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、お手元の議事次第を見ていただくとよろしいかと思いますが、前回会合において事務局から説明のありました骨子に沿って作成いただきました、「競争ルールの検証に関する報告書2022（案）」につきまして、事務局から説明をいただいた後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、「報告書2022（案）」について、事務局から御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料1の競争ルールの検証に関する報告書2022（案）について説明させていただきます。

まず、1枚おめくりください。目次がございまして、こちらは前回ワーキンググループ会合で事務局から説明して、先生方に御議論いただいた骨子のとおりでございます。御議論いただいた骨子に沿って、この後、報告書を構成してございます。

おめくりいただいて次のページから下にページ数が入ります。また、一番左の端には行番号がございまして、この行番号とページ数で、箇所を指定させていただければと思ひてございます。

また、ここから後ろの部分も、これまでワーキンググループ会合において対応の方向性、検討の方向性（案）ということで、基本的には構成員の皆様に御議論いただいた内容に沿ってございまして、変更があった箇所等を中心に説明させていただければと思ひております。

それでは1行目の第1章、「はじめに」でございます。こちらは初めて御覧いただく文書でございますが、本ワーキンググループの設置の経緯やこれまでの検討の経緯、昨年の報告書2021の概要等を御紹介させていただいた後に、35行目以降で携帯端末の対応周波数、「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係、いわゆる「転売ヤー」対策といっ

た、今年の検証において個別に検討を行っていただいた課題を列挙して、まずは導入としておるものでございます。

41行目以降は第2章ということで、モバイル市場の競争環境に関する検証でございます。42行目は報告書2021の公表以降の取組で、43行目以降は、本年の検証にも関係がある、昨年の報告書2021における主な御提言をまとめたものでございます。次のページも同様でございます。

おめくりいただいた5ページ目の93行目以降は、報告書2021の公表以降の総務省等における取組ということで、前回のワーキンググループ会合で、大谷構成員、新美主査、長田構成員から、一般の利用者の方々の理解の助けになるような形で、今までの取組をまとめることはできないかという話もございましたので、幾つかそれに沿って内容を書いてございます。まず、これまでの取組ということで、96行目の利用者の理解を助けるための取組、110行目の多様で魅力的なサービスを生み出すための取組、126行目の利用者による乗換えやプラン変更を手軽にするための取組といったカテゴリーで、これまでの取組を簡単にまとめて紹介させていただいているところでございます。

また、最後の「おわりに」においても同様に、これまでの取組を記載しておりますので、それはまた後ほど説明させていただければと考えております。

以上が報告書導入部分でございます。おめくりいただいた7ページ目、142行目以降から、事業法第27条の3の執行の状況になります。ここで説明者を替わります。

【中島料金サービス課課長補佐】 7ページでございます。142行目から、27条の3執行の状況についてでございます。

まず143行目の(1)上限2万円規制に関する事項でございます。こちらにつきましては、前回会合において御議論いただきまして、大きな変更がなかったこともございますので、基本的に前回会合の資料をここに流し込ませていただいた形になっているところでございます。

続きまして、対応の方向性について説明させていただきたいと思っております。ページを飛んでいただきまして、20ページの502行目を御覧ください。ここが上限2万円規制の対応の方向性でございます。503行目からは、一層の徹底に向けたルールの整備というところでございます。

また少し飛んでいただきまして、515行目でございます。MNO4社と販売代理店等におきましては、店頭において、値引き等の対象となる端末に関しまして、少なくとも、

例えば単体購入用とセット購入用途との在庫の区分や当該区分を理由とした販売拒否を行わないこと、また、店頭の商品物におきまして、消費者の方が十分に認知できるような形で、単体購入用とセット購入用で在庫が分かれていない旨や、端末単体購入価格の明示といったような措置をしっかりと行うことが適当であるとしているところでございます。

また、529行目につきまして、総務省においても、今申し上げたような措置について、ガイドライン等において事業者間で認識・運用の齟齬が生じないように明示をしていくというところでございます。仮に上記の措置が講じられていない場合には、端末単体購入に対しても行うとしている利益の提供であったとしても、回線契約とのセット購入を条件としているものとみなすという旨を明確化していくことが適当であるとしているところでございます。

続きまして、537行目から御覧ください。こちらは販売現場での遵守の徹底に向けた措置でございます。

544行目を御覧ください。MNO4社におきましては、販売代理店等における上限2万円規制の遵守の徹底のため、販売代理店とそのスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導の徹底・強化や独自の覆面調査、また、販売代理店に対する手数料・奨励金等や評価指標が上限2万円規制の違反を助長し得るような形になっていないかについての継続的な見直しを実施することが適当としているところでございます。

22ページ目の556行目からでございますけれども、総務省におきましては、引き続き覆面調査を実施して、販売現場における不適切な行為が行われていないかを確認することが必要であるとしております。また、今後の調査に当たっては、従来の一斉の調査に加えまして、個別事案の詳細、要因分析、是正等を図ることのできる調査を実施すること、また、そのための体制整備につきましても、必要に応じて検討することが適当であるとしているところでございます。

562行目でございますけれども、販売代理店に対する手数料・奨励金等や評価指標といったものが適正かつ合理的ではなく、上限2万円規制の違反を助長し得るような形で設定されているような場合には、いわゆる業務改善命令の対象となり得るという旨をガイドラインにおいて明確化することが適当としているところでございます。

続きまして、567行目からは、端末購入プログラムに関する取組についてでございます。

少し飛びまして、571行目でございます。MNO3社におきまして、非回線契約者へ

の端末販売の割合が低調であるということに変わりはありませんけれども、ただ、直近1年間で見れば、3社とも増加傾向にあるということでございます。

574行目でございますが、他方で、端末購入プログラムの提供条件に関する理解度は、必ずしも高いと言えるような状況にはなっていないというところがございます。

こうしたところを踏まえまして、578行目でございますが、MNO各社においても、引き続き端末購入プログラムに関する利用者に対する正確な説明及び周知の徹底を図っていただき、その一環といたしまして、利用者接点チャネルにおける表示・案内、メール、SMS等による定期的な案内、メディアや消費者団体向けの案内といった努力を継続していただくことが適当としているところでございます。

続きまして、23ページでございます。584行目からでございますけれども、上限2万円規制の特例に関する適用状況でございます。こちらにつきましては、前回会合でもございましたが、明らかに不適切な端末代金の値引き等が行われている兆候は確認されなかったというところでございました。

他方で、今後、3Gサービスが終了するMNOもいらっしゃることや、不良在庫端末の特例の対象となる機種も、2021年の確認以降増え続けてございますので、引き続き総務省においても、上限2万円規制の特例の適用状況について確認を行い、不適切な端末代金の値引き等が行われないう、適切な運用を行っていくことが適当であるとしているところでございます。

続きまして、598行目からが既往契約の解消状況でございます。こちらも対応の方向性を説明させていただきますのでページを飛んでいただきまして、30ページの775行目を御覧ください。ここからが既往契約の対応の方向性でございます。

787行目から御覧いただければと思いますが、既往契約につきまして、総務省において引き続き各社の解消状況を注視をしながら、特段の問題がなければ、不適合拘束条件の解消時期として設定をいたしました2023年末をもって既往契約の更新に関する特例を廃止することが適当であるとしているところでございます。

また、31ページの791行目でございますけれども、3Gサービスの終了を見据えたNTTドコモ、ソフトバンクから、第27条の3の規律の見直しに関する要望もございましたので、そういったものを踏まえまして、総務省において規律の趣旨を損なわない範囲で利用者利益に配慮しながら、その見直しの要否についての検討を行うことが適当であるとしているところでございます。

続きまして、797行目、その他、執行全般に関する事項でございます。39ページを御覧ください。1,083行目からでございます。第27条の3の規律の執行に当たりましては、事業者から、報告事項の数が多いという要望やガイドラインの解釈共有に当たってのプロセスについて整理が必要なのではないかといったような要望が寄せられているところでございます。

総務省といたしましても、1,087行目でございますけれども、必要に応じて報告事項の見直しや、運用ガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが適当であるとしているところでございます。

また、1,090行目でございますけれども、前回会合でもございましたが、通信料金と端末代金完全分離に係る規律に関する検証をすべきとの御指摘があったところでございます。この点につきましては、規律を設けました改正法の附則におきまして、いわゆる検討条項として、施行後3年を経過した場合において、規定の施行の状況について検討を加えるといったところもございますので、総務省といたしましても、そういった規定に基づき、必要な検討を行うことが適当であるとしているところでございます。

続きまして、41ページの1,096行目でございます。3. モバイル市場の現況と分析についてでございます。

【望月料金サービス課課長補佐】 それでは続きまして、1,096行目、3. モバイル市場の現況と分析について御説明差し上げます。

具体的な中身は、1,097行目にある(1)分析の視点及び手法のほかに、通信市場の動向、端末市場の動向、事業者等の経営状況がこの中に含まれます。いずれも一度データをお示しして御議論いただいた内容から変更ございませんので、大事な部分だけまとめて説明をさせていただければと思います。

まず、分析の視点及び手法ですが、今年も御議論いただいたように、事業者からの報告やその他公表データの定量的・定性的な分析、利用者への意識調査を通じて、季節変動等の経年変化や対前年度比といった過去との比較も含めた分析を行うということでございます。

お進みいただきまして、1,149行目以降が通信市場の動向になってございます。まず契約数については、移動系通信の契約数が引き続き増加していることを御報告いたしました。

おめくりいただいた1,160行目です。携帯電話の契約数も引き続き伸びており、こ

のうち、LTE 3.9-4世代の携帯電話の契約数は継続して減少する一方、5Gの契約数は継続して増加しており、契約数ベースで5Gへの移行が進展しているということを御報告いたしました。

おめくりいただきまして、1,182行目以降は通信料金の動向でございます。1,183行目でございます。個別の内容は説明を省略させていただきますので、1,285行目までお進みください。まとめになっておりまして、1,289行目以降、MNO各社は、昨年の報告書以降、新しい料金等の発表や提供開始といった動きは落ち着きを見せつつある中、他方、MVNO各社においては多様なプランを多くの社が相次いで提供開始するような状況にございました。音声通話料金につきましても、多くの社が多様で低廉な新プラン・オプションの適用を開始していることで、利用者の選択肢が広がっているという状況を御紹介いたしました。

また、1,304行目でございますが、小中容量の領域を中心に、MNOとMVNOの料金差が縮まってきており、MVNOにとっては、従来強みであった料金の価格優位性が低下している状況にあると考えられるということも御報告させていただきました。

1,310行目以降は、携帯電話料金の国際比較でございまして、これは中位または低位の状況ということになってございます。

1,326行目以降、ARPUや消費支出、消費者物価指数（CPI）、利用者意識調査といった様々なデータを御報告差し上げたところでございます。

1,350行目以降は利用者の動向でございます。まずは利用者による事業者乗換えの動きということで、1,352行目でございますけれども、指定事業者の新規契約数と契約解除数はいずれも報告書2021以降、前年同月を上回る水準で推移しておりまして、利用者の事業者を乗り換える動きや利用性というのが高まっているというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、1,401行目以降が新料金プランへの移行の状況について御報告させていただきました。新料金プラン契約数は、2022年5月末の数字が出ましたのでアップデートしており、4,000万を超えて約4,050万で、携帯電話契約数全体の約27%に相当するというところで、新しい料金プランへの移行が着実に進んでいると考えてございます。

1,414行目以降は、利用者意識調査の結果についても御報告いたしました。こうした新料金プランを既に利用しているといった方が43%だった一方、乗り換えるつもりが

ないと回答された方が27%、または新料金プランについて知らないので分からないといった方も14.1%存在したということでした。

また、1,427行目以降ですが、新料金プランを今利用している方々に、乗換え元を尋ねたところ、いずれの新料金プランも同じ事業者や同じブランドからの移行が最も多かったのですが、楽天モバイルだけは、同じ事業者からの移行に次いで、MNO3社からの移行や新規契約が高い割合であったということを御報告させていただきました。

続きまして、1,463行目以降でございますが、MNO3社の廉価プラン等への移行状況について、廉価プラン等は、NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「povo」、UQモバイル、ソフトバンクの「LINEMO」、Y!mobileという5つの料金プラン、ブランドについての移行の状況と、さらに今年は楽天モバイルの「Rakuten UN-LIMIT VI」についても、アンケートの結果を用いて検証、分析を行ったところでございます。

1,483行目以降に分析の結果がございまして、1,515行目のグラフを御覧いただければと思います。こちらは何度かワーキンググループで御報告差し上げたものでございますが、一番上が昨年(2022年)の報告書時点でございます。左の青い部分がMNO3社の廉価プラン等以外のプラン、右の赤い部分が楽天モバイル、黄色い部分がMVNO、一番右が廉価プラン等でございます。上から下に向かって時が流れております。緑色の廉価プラン等が増えていることが見て取れます。黄色と赤はそれほど大きく変わらず、緑が増えた分、大きく減っているのが一番左の青い部分のMNO3社の廉価プラン等以外のプランということになってございます。

つまり、廉価プラン等以外から廉価プラン等への移行が進んでいるということが大きな流れでございますが、右から2番目の黄色い部分はMVNOでございます。ここは全体で見ると契約数は若干減っておりますが、このうち新規受付を停止している主なMVNOの楽天MVNOとLINEモバイルを除きますと、MVNOの契約数は5%ほど増加しており、シェアも増えているという状況でございます。

1,518行目以降は廉価プラン等への転入の内訳でございますが、大多数は同じ事業者内の別のプラン等からの転入であったということでした。

1,530行目以降は、「Rakuten UN-LIMIT VI」についてのアンケート結果でございますが、1,536行目以降、転入元として最も割合が多かったのはほかのMNOであり、次いで自社内MVNO、他のMVNOからの転入が最も少なく、新規契約が約2割という状況でした。

こうしたことをまとめますと、1,579行目以降、先ほど申し上げましたようにMNOとMVNOの料金水準が近接する中、先ほどのグラフの緑と赤の部分のMNO3社の廉価プラン等や、楽天モバイルの料金プランが、青のMNO3社の旧来プランの利用者の移行先として機能することによって、黄色のMVNOにとっては、顧客獲得が従来よりも難しくなっている様子もうかがえるということでございます。そこからは説明を省略させていただきます。

1,602行目以降は構成員と事業者の意見ですが、ここも個別の説明は省略いたします。

1,672行目以降に対応の方向性をまとめてございます。

1,673行目、市場の概況は御説明したとおりでございますので、ここも省略させていただきます。

1,698行目、利用者の動向も省略をさせていただきますして、まとめが1,708行目以降でございます。これまで申し上げてきたような動きによって、各種取組の成果が、実際に支払う料金が低廉化するという料金低廉化の形で国民利用者に恩恵が広がっていると考えられます。他方で、全体で見ますと、今なお多くの利用者がMNO3社の旧来プランに残っていると考えられますので、乗換えが進むことにより、恩恵がさらに広がるものと期待されます。このため総務省においては、乗換えを妨げる要素がないか、引き続き確認をしていくことが適当であるという形でまとめてございます。

また、携帯電話ポータルサイトを通じて、利用者に対して、正確で中立的な情報発信に努めることが適当であるとさせていただいております。

1,719行目でございます。旧来プランの利用者の移行先としては、MNO3社自身の廉価プラン等へ移行する割合が高く、MNO3社の廉価プラン等が、自社の旧来プランからの移行に対する受皿として機能しております。楽天モバイルも主として、MNO3社からシェアを奪ってきているということで、申し上げたようにMVNOにとっては顧客獲得が従来よりも難しくなっている様子もうかがえるとしております。

こうした中で、各社の低廉な料金プラン間の利用者の動きについては、引き続き動向を注視することが適当であるという形で提言の案をまとめてございます。

1,729行目以降は、その他ということございまして、MVNOは引き続き競争の軸として重要な役割を果たすことが期待される中で、申し上げたようにMNO各社とMVNOの料金水準が近接する中、両者の間のイコールフットィングの確保は、これまで以上

に重要になっています。MVNOにネットワークを貸し出すMNOの接続料金等と小売料金の関係が価格圧搾を起こすものとなっていないかという点について、これまで以上に精緻な検証が必要になると考えられます。このため、現在「接続料の算定等に関する研究会」において検討中のスタックテストについて結論が得られ次第、MVNOの問題意識も踏まえて早期にスタックテストの運用を開始することが適当であるという形でまとめています。

1,741行目以降ですが、5Gについては引き続き、5Gや大容量の料金プランの動向について注視することが適当であるとしております。

1,746行目以降ですが、MNO3社が5G(SA)のサービスを開始している中で、2022年に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律の関連規定の運用も視野に入れつつ、MNOによるMVNOへの積極的な5G(SA)の機能開放に向けて、両者間の協議を一層促進していくことが重要になるという形でまとめてございます。

ここまでが通信市場の動向でございます。

続きまして、端末市場の動向が1,754行目以降にございます。データの中身を振り返りますと、端末売上台数については全体でほぼ横ばいで、売上高はアップしています。スマートフォンは売上台数も売上高もアップしていますが、売上高のアップのほうが大きかったということでございまして、1,784行目以降でございますが、端末の売上単価は、去年と比べて増加しているということになってございました。

また、1,797行目以降でございますが、価格帯別の売上台数の構成比ということで、1,801行目以降に表がございます。昨年の報告書の数字と比べて、2021年度は主に中価格帯が減って、高価格帯が増えているという結果でございました。また、個別の価格帯の動きを見ますと、10～12万円未満、もしくは8～10万円未満の価格帯が、2Qから3Qにかけて、3Qから4Qにかけて、1四半期で10ポイント以上増加するといったような動きを見せているところでございます。

1,816行目でございます。こうした動きの背景として、人気端末の最新機種の高価格帯が高価格帯に上昇したということが考えられます。また、MVNO各社においては、2021年夏～秋頃から端末の大幅な値引きが行われるようになったと言われており、このことも高価格帯端末の割合の増加に影響を与えていると考えられるというふうにもまとめてございます。

その後は1,823行目、対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供等について御説明差し上げましたが、ここでの個別の説明は割愛させていただきます。

1,872行目以降に、現状の総括がございます。まずは先ほど私が申し上げたような内容について説明がございまして、1,888行目以降、報告書2021においては、売上単価の低下、低価格帯の割合の増加の傾向が見られましたが、上述したように、複数のデータによれば2021年度はこの傾向が一転して、売上単価が上昇し、高価格帯の割合が増加しているということをもう一度ここで申し上げております。

1,896行目、まとめてございますが、以上を踏まえると、今年度は、むしろ利用者が端末の大幅な値引きに誘引され、値引き前の価格がより高価な端末を購入している傾向が生じていると考えられるという形でまとめてございます。

1,901行目は、5G端末の動向でございまして、1,947行目の現状の総括までお進みください。5Gはインフラの整備が着実に進みつつあり、契約数、出荷台数についても堅調に伸びている状況でございます。5G(SA)の提供もMNO3社においてそれぞれ提供開始または提供開始予定でございますので、今後の展開が期待される状況にあるとまとめてございます。

1,953行目以降は、中古端末市場の動向でございます。取扱台数や、または民間調査会社が公表した調査結果を御報告しながら、状況のまとめは1,973行目以降にございます。引き続き中古端末が利用者にとっての選択肢の1つとして浸透しつつある傾向がうかがえるという形でまとめてございます。

1,975行目以降は、中古端末の流通促進に向けた課題と取組状況でございます。まずは1,991行目以降に、RMJが運用していらっしゃるリユースモバイル事業者認証制度において、2022年2月に新しく1社が認証されたということをお紹介するとともに、2,000行目以降は、端末の修理ということで、Apple社のIRPについて、本年6月時点で少なくとも10数社が、既に純正部品による修理の提供を開始しているという状況を報告しております。

また、Apple社のほかにGoogle社、SAMSUN社の3社がウェブ上で自社の純正部品を販売して、利用者自らによる修理を可能とするという取組を始めておりますので、こちらも御紹介をさせていただいております。

2,016行目以降は、構成員の皆様や事業者の皆様の意見ですので、個別の説明は割愛させていただきまして、2,069行目以降に対応の方向性がございます。

まずは市場全体の動向ということで、申し上げたような端末の大幅な値引きによる利用者の選択への影響にも留意しながら、引き続き、売上単価や価格帯別の売上台数等の推移

といった動向に注視し、検証を行っていくことが適当であるとまとめさせていただいております。

2,075行目以降は5G端末の動向でございまして、提言の案は2,087行目、引き続き、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響を検証する観点から、契約数、販売台数等の状況を確認していくことが適当であるとまとめさせていただいております。

2,091行目以降は中古端末市場の動向でございまして、今後も流通促進に向け、取扱いの状況や中古端末に関する利用者意識の変化を継続的に注視していくことが適当であるとしております。

また、中古端末取扱事業者等から示されている各種課題については、関係者の対応の状況について継続的に確認していくことが適当であるとしてございます。

また、総務省においては、携帯電話ポータルサイトにおいて、正確な情報発信を行うことが適当であるとしております。

続きまして、2,102行目以降は、事業者等の経営の状況ということでございまして、今年のMNO3社の売上高、営業利益等を御紹介しましたが、特徴的な点として2,112行目以降に、各社とも携帯電話料金の低廉化の影響により、通信料収入が減少しており、さらに2022年度も通信料収入の減少を予想しているということを紹介させていただきました。

2,130行目以降は対応の方向性でございしますが、各社とも申し上げたような携帯料金の低廉化の影響は2022年度も続くという予想であることから、各社の経営状況については、引き続きその動向を注意していくことが適当であるという形でまとめさせていただいております。

続きまして、2,134行目以降の説明に移らせていただきます。ここから第3章でございまして、モバイル市場等に係る課題ということで、個別の課題について、これまでのワーキンググループの議論の中で、構成員の皆様に御検討いただいた経過と過程、検討の方向性、対応の方向性を紹介させていただければと思います。

まずは携帯端末の対応周波数等についてでございます。こちらも基本的には御議論いただいた内容をそのまま記載しておるものでございますが、1か所、前回ワーキンググループの議論を受けて追記した箇所がございますので、そちらについては、また詳しく説明させていただければと思っております。

まず、検討課題等でございますが、今回初めて総務省において携帯端末の対周波数等について調査を行いまして、その結果について資料も踏まえて説明させていただきました。まず、MNOが端末メーカーから調達して販売する端末、いわゆるキャリア端末の中には、他のMNOに割り当てられた周波数に対応していないものもあるということでございます。こうした端末については、他のMNOに乗り換えた際に継続して利用しようとしても通信性能が低下する場合があります、このため、利用者にとって乗換えの障壁となるとの指摘があるということでございまして、2,153行目以降は、申し上げたような調査の結果や表などを示させていただいております。

2,180行目でございますけれども、実際、総務省電気通信消費者相談センターに、乗り換えようとした際に初めて対応周波数の関係で現在の端末をそのまま使用できないことを知ったといったような意見・苦情も寄せられている状況にございます。

2,183行目以降は諸外国の状況ということで、これも初めてこの観点から調べまして、2,201行目以降にある表の形でまとめさせていただいております。韓国と米国においては特徴的な状況でございましたので、個別に説明させていただきました。

また、2,228行目以降は利用者意識調査の結果ということでございまして、本件について「知っている」と回答した方は全体の約28%、「実際に経験した」と回答した方は約6%、この問題を「知らなかった」と回答した方が約66%という結果でございました。

2,264行目以降は構成員の皆様とキャリアの意見、また、今回初めてヒアリングにお応えいただいた端末メーカーのヒアリングの結果を個別に説明しておりますので、こちらもこの場での説明は省略をさせていただきます。

2,706行目以降に対応の方向性がございます。

まず基本的な視点でございますが、2,721行目以降、事業者の乗換えを妨げる障壁を極力減らす観点、また、実際利用する携帯端末の購入者の視点に立てば、本来的にはどの端末であっても、どの回線でも、大きな機能制限がない形で利用できることが望ましいとしております。他方で、現在は、申し上げたように特定のMNOの回線に対して十分なまた一定の通信性能を発揮する一方で、他のMNOの回線に対しては、相応の通信性能を発揮できないような端末も販売されております。こうした端末については、乗換えの妨げの一要因となるとともに、利用者が十分に理解しないまま購入し、後から事業者を乗り換えようとした場合、利用者に思わぬ不利益をもたらすおそれもあるとしております。

2,734行目です。現時点では、こうした問題に直面したことがある利用者は限定的であり、これらの問題が市場において広く認識されているとまでは言えないが、SIMロックの原則禁止を踏まえて、今後、乗り換えがさらに活発になることも考えますと、今後問題が拡大する前に、必要な対応について検討することが適当であるといった基本的な視点になってございます。

2,740行目以降は、MNOと端末メーカーの関係ということで、2,753行目ですが、MNOがキャリア端末を調達する際に、ほかのMNOの周波数に対応するか否かをどのように決定しているかヒアリングした結果、これは端末メーカーの判断に任せているとの回答が得られまして、端末メーカー各社からも、端末メーカー自身が最終的に決定しているという回答があったところでございます。

ほかのMNOの周波数も含めてどのように対応するかという点につきましては、2,762行目以降でございすけれども、自社が販売する携帯端末について、周波数を含めて他のMNOの回線に対して、相応の通信性能が発揮できなくなるような対応を求めることについては正当な理由は見出し難く、事業者間の競争の促進にも資さないものと考えられるとしております。こうした行為について、ガイドラインに明記することなどにより、禁止されるべき旨を明確にすることが適当であるという形でまとめてございます。

2,775行目以降は、端末メーカーによる開発・製造の状況ということでございまして、端末メーカー各社のヒアリングによりますと、携帯端末の対応周波数の範囲を広げる、数を増やすことはいずれにしろコストの増加要因になるという説明がありました。また、そのコストの増加要因につきましても、一般に低価格対端末のほうが影響が大きく、高価格帯端末は複数周波数にもともと対応している部品（モジュール）を活用することが多いため、コスト増加要因は限定的であるというような見解が示されたところでございます。

他方で、特定のMNOのみに対応した端末を製造した場合、製造ライン管理コストの増加につながって、また、端末をほかのMNOに転用できないため、コスト負担が増えるという意見もありました。

こうして見ますと、端末メーカーは、各社の事業戦略の下、消費者ニーズやMNOとの製品戦略に係る協議なども踏まえた上で、実際の端末スペックを決定しており、その結果として、複数のMNOに対応した端末を製造する場合もあれば、特定のMNOに特化・最適化した端末を製造する場合もあるということがヒアリングの結果分かってきました。

2,808行目以降に、ルール化・標準化についての考え方がございますが、申し上げ

たように、事業者乗換えの妨げとならないような端末をできるだけ広く市場に普及させるという観点からは、例えば、各MNO主要な周波数に対応することをルール化・標準化することが1つの案として考えられます。

他方で、こうした措置を講ずることについては、特に低価格帯の端末のニーズに沿えなくなる、影響が大きいという話がありました。利用者の選択肢を奪うことになるとの懸念も示されております。現在販売されている端末と同じような選択肢が減る可能性も否定できず、このようにルール化・標準化については、メリットとデメリットの双方が並存すると思われませんが、現時点では、国民利用者の多くがこうした問題を認識していない状況にあるので、携帯電話端末がどうあるべきかといった議論が熟しているとは言えないとしております。

2,829行目では、これらを踏まえれば、現時点で拙速にルール化・標準化を進めることは適当ではなく、このため、当面は端末メーカーの自主性を尊重し、端末メーカー各社の経営判断の下で、可能な範囲で複数のMNOに対応した端末を開発・製造することを促していくこととし、こうした考え方をガイドラインなどの形で示すことが適当であるという形でまとめさせていただいております。

ここからが前回の相田先生と西村真由美先生の御発言を受けての追記部分でございます。その際には、公正競争上の観点から、MNO4社に割り当てられている周波数帯に対応すること、また、複数周波数に対応した通信モジュールを採用する高価格帯の端末においては、当該通信モジュールに搭載された国内周波数に対応することが望ましいことを明らかにすることが適当であるという形でまとめてございます。

もう一つは2,838行目以降で、利用者に対する関連情報の提供の充実ということでございまして、ルール化・標準化を見送らして、当面は複数のMNOの周波数帯に対応していない端末が市場において引き続き販売されるということを前提としますと、利用者が、多様な選択肢の中から関連する情報を得て合理的な選択をすることができる可能な環境を整えることが重要であるということで、2,846行目以降ですが、①として利用者が平素から関連する情報を容易に収集できる環境を整え、②として実際に利用者が端末を選択して購入する際において、できるだけ分かりやすい形で関連する情報が提供される、この2つが適当であるということでございまして、2,851行目ですけれども、事業者間での表記の違い等により混乱を招くことがないようにする観点や、販売者・購入者双方にとって過度な負担とならないようにする観点を踏まえ、総務省においてガイドライン等に

より示すことが適当であるという形で提言の案をまとめてございます。

2,855行目は、「なお」ということで、今後の携帯端末に関する技術の進展や市場の動向等によって、こうした対応では適切に問題が解決できないと認められる状況になった場合には、改めてルール化・標準化の必要性や適否について検討することも視野に入れることが適当であるという形で提言の案をまとめさせていただいてございます。

続いて2,860行目は、2. 乗換えコストの更なる改善ということをごさいますして、このパートは、周波数以外のスイッチングコストについて、昨年の報告書以降の状況をまとめてございます。ここも報告が主でございますので、簡単な説明にさせていただきます。

2,861行目はMNPワンストップ化の検討状況ということで、これはワーキンググループでも御報告をいただいた内容でございます。

2,885行目、違約金の撤廃ということで、MNO3社がそれぞれ違約金を撤廃しているという状況がございます。

2,891行目、キャリアメール持ち運びの実現ということで、MNO3社の実現の状況や楽天モバイルの今後の予定を報告させていただいております。

2,904行目以降はオンライン解約手続ということで、これもMNO3社が対応しているということと、2,932行目以降ですけれども、昨年の報告書で、総務省において、特段の合理的な事情がある場合を除き、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じなければならないことを義務化することが適当とされたことを受けて、2,941行目以降で、これを義務化する省令改正を行ったことと、消費者保護ルールに関するガイドラインを改正したことを報告させていただいております。

また、2,946行目以降は端末補償サービスでございまして、これも各社において、条件の撤廃や撤廃予定であることを報告させていただいております。

2,962行目以降はサービスのセット販売による割引でございまして、これも2,975行目以降ですけど、解約に伴い請求できる金額を制限する省令の改正が行われたという御報告と、2,978行目の、囲い込み効果を有する条件の見直しが行われていることとございますが、2,980行目以降、総務省においては、こういった取組を踏まえて、業者の自由なサービス選択が阻害されないよう、セット販売による割引より過度の囲い込み効果が生じていないか、引き続き状況を注視していくことが適当という形の提言案をまとめてございます。

2,983行目以降は、昨年の指摘を受けまして、今年の6月に公正取引委員会との共

同ガイドラインである「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を改定したという報告になってございます。

このまま続けて3,005行目、3.「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係についての説明に移らせていただきます。

【前田料金サービス課課長補佐】 ここから説明者代わりまして、「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係について御説明いたします。こちらについても骨子から大きな変更はありませんので、簡潔に御説明を差し上げます。

3,006行目が検討課題等といたしまして、まさにKDDIの「povo2.0」、あるいは楽天モバイルの「UN-LIMIT VI」の料金体系につきましては、一部でゼロ円というプランを採用しております。こうしたプランについては、価格圧搾の懸念があるのではないか、あるいは検証が必要なのではないかという御指摘をいただいていると承知しております。

続いて3,013行目以降が御議論いただいた部分でございますけれども、まず、構成員の先生からいただいた御意見といたしまして、1ポツ目、あるいは2ポツ目に関しまして、先ほどありましたような一部ゼロ円で提供されるプランに関しては、価格圧搾のきらいがあるのではないかという御指摘をいただいているところでございます。また、3ポツ目に関しましては、価格がゼロ円であるということのみをもって価格圧搾と考えるというよりは、競争に対してどれだけインパクトを与え得るような事業者であるかということも踏まえて議論が必要であるというような御示唆をいただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、119ページの3,062行目以降が対応の方向性でございます。具体的には次のページの3,075行目以降が、1つの出口であるモバイル・スタックテストでございます。

3,081行目にございますとおり、接続料等、等というのは卸役務の料金も含むとの趣旨ですが、これと小売料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないかという検証をするためのモバイル・スタックテストについて検討を進めることが適当であり、この対象につきましては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者という方向で検討しております。

また、次のパラグラフでございますが、二種指定を受けていないような事業者に関してはどうかと申しますと、基本的には相対協議の中で接続料等を設定することになっていきますので、こうした協議が調わない場合については、紛争処理のスキームに乗せていくことが適当であるという形で整理しております。

3,092行目以降が、今回議案に上がっております個別のプランについての対応の方針でございますが、一番下の3,097行目でございますが、KDDIのプランにつきましては、こちらは第二種指定電気通信設備を設置している事業者ということになりますので、モバイル・スタッフテストの対象となる方向で検討を進めているところでございます。

また、3,104行目以降が楽天モバイルにつきましてですが、3,113行目から始まるパラグラフに書いてございますとおり、現時点において楽天モバイルのネットワークを借りて、携帯電話サービスを提供しているMVNOは存在しないことから、価格圧搾の観点から、小売料金と接続料等を検証するという必要性は現時点では乏しいだろうというふうに整理をしております。

今後につきましてですが、3,120行目以降のパラグラフに記載をしておりますが、今後、楽天モバイルのネットワークを借りて携帯電話サービスを提供するMVNOが現れ、かつ価格圧搾の疑念が生じた場合につきましては、先ほど申し上げたとおり紛争処理のスキームの中で、両者の関係を検証することが適当であるとしております。あるいは、その下のパラグラフでございますが、今後楽天モバイルが二種指定を受けた場合については、先ほどのKDDIと同様、モバイル・スタッフテストのスキームの中で検証していくことが適当であるという形で整理をしております。

ページ下のほうに移っていただきまして、エのその他というところでございますが、3,147行目ですけれども、こちらは構成員の先生から御指摘いただいたことも踏まえて記載をしておりますが、価格圧搾の問題に関して、こういったものを検証する必要があるのかというところの検討に当たっては、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争に対する影響度合いも含めながら、総合的に判断することが適当であるという形で整理をしております。

続いて、いわゆる転売ヤー対策につきまして、説明者を替わらせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 説明者替わります。

3,152行目以降が4、いわゆる「転売ヤー」対策でございますが、こちらも御議論いただいた際の内容から変わっておりません。

3,161行目でございますが、事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービス利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行うような者、これを転売ヤーといったしまして、これらが多く跋扈していることによって、現場においては、3,166行目

以降にあるような問題が生じているという指摘がございます。

3, 1 7 6 行目ですが、大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果として転売ヤーの活動を助長し、こうした問題が生じることは、電気通信の健全な発達という観点、また社会的に見ても望ましいものではないとした上で、3, 1 7 9 行目以降は幾つか対策の具体例ということで、1人1台や、端末購入サポートプログラムを組み合わせた形、もしくは購入履歴の確認といったことを行っているという紹介をさせていただきました。

3, 1 9 4 行目以降は、構成員の皆様と事業者の意見でございますので、こちらの個別の説明は割愛させていただきます。

3, 3 2 3 行目までお進みいただきまして、対応の方向性でございます。まずMNO各社においては、今後も大幅な安値販売を実施するのであれば、実効性のある転売ヤー対策を検討し、実施することが適当であるとしてございます。

また、3, 3 3 1 行目でございますが、総務省においては、MNO各社に対し、対策の検討及びその実施状況について報告を求めるとともに、弊害が継続していないか状況を注視することが適当であるという形でまとめてございます。

また、3, 3 3 6 行目以降でございますが、こうした乗換え利用者の獲得競争が激化しているということを受けて、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例があるといった指摘もあります。上記の転売対策の検討に当たっては、こうした「無意味な乗換え」を生まないような対策についても併せて検討・報告を求めることが適当であるという形でまとめさせていただいております。

では続いて、3, 3 4 7 行目、5. 固定通信市場に係る課題についてに移らせていただきます。

【永井料金サービス課課長補佐】 担当が替わります。

3, 3 4 7 行目、固定通信市場に係る課題でございます。こちらにつきましても、以前の会合でお示しした対応の方向性の案から特段変更はございませんので、簡潔に御説明いたします。

まず1つ目が、引込線転用による工事の削減の件でございます。こちらにつきましては、戸建て住宅における引込線転用について、NTT東西以外を含め、自ら引込線を設置する自己設置業者が設置する引込線にまで検討の範囲を拡大するということについての課題等についてヒアリングを行ったところでございます。

3,581行目からが対応の方向性でございます。

少し飛びまして、3,601行目をお開きください。議論を踏まえまして、引込線転用のスコープをNTT東西以外の自己設置事業者や集合住宅まで広げることについては、スイッチングコストの低下といったメリットよりも、利用者利便の低下や設備競争の阻害などのデメリットのほうが大きいと考えられる。したがって、現在、事業者間協議において検討が進められている引込線転用スキームについては、NTT東西の設置する設備かつ戸建住宅のみをスコープとすることが適当であるとしております。

以上の整理を踏まえまして、NTT東日本・西日本をはじめとする協議参加事業者6社におきましては、速やかに事業者間協議を再開し、採用するスキームを決定した上で、引込線転用を可能な限り早期に実現することが適当である。また、総務省においては引き続き事業者間協議にオブザーバー参加し、協議の進展状況を注視することが適当であるとしております。

また、引込線転用スキームの実現に際しましては、利用者利便の向上や公正な競争環境を確保するという観点から、全卸先事業者・接続事業者の一斉参加という形態も含めまして、可能な限り多くの事業者が参加することが望ましいところ、総務省において、所要の対応について検討することが適当であるとしております。

3,623行目からが、(2)固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割引による不当競争の検証についてでございます。

こちらも飛びまして、3,740行目の対応の方向性をお開きください。今回、事務局で定めた検証条件に基づき検証を行ったところ、NTTドコモ・ソフトバンクの2社について、原価等が収入を上回ったという結果になりました。ただしこの検証結果については、各社の代表的なプランについて幾つかの検証条件を設定して行ったものであり、より実態に即した検証条件を検討する余地があると考えられること、特にセット割の扱いについては、さらなる検討・議論が必要であると考えられることを踏まえまして、現時点において、直ちに不当競争を引き起こす状況にあるとまでは認められないとしております。

他方、引き続き、NTTドコモ・ソフトバンクに対しては、継続的に検証を行うことが適当であるとしております。

次に3,768行目からです。その際、検証条件については、より精緻化することが望ましいところ、特にセット割の扱いについては、ヒアリングの際に両者から意見があったところございまして、更なる検討が必要でございます。他方、利用者がF T T Hアクセ

サービスを選択する際には、NTTドコモ・ソフトバンクが提供するサービスについては、モバイル契約とのセット割の存在が強い誘因となっていると考えられることを踏まえ、固定通信分野における不当競争の検証に当たって、モバイル契約とのセット割を少なくとも「一切考慮しない」ことは適当ではないとしております。

いずれにしましても、実態に即した検証条件とするために、特にセット割・キャッシュバックについて、NTTドコモ・ソフトバンクにおける、会計処理の実情について把握した上で、検証・議論を深めることが必要であると考えられることから、総務省において、両者から報告を求める所要の対応を取ることが適当であるとしております。その上で必要に応じ、検証条件等を精緻化の上、総務省において継続して検証を行い、その結果を本ワーキンググループに報告することが適当であるとしております。

固定関係につきましては、以上でございます。

【片桐料金サービス課長】 最後、第4章につきまして、料金サービス課長の片桐から御説明させていただきます。

この章は、本報告書全体を俯瞰して、改めてポイントをまとめさせていただいた章でございます。前回、大谷構成員、新美主査、長田構成員からも、これまでの取組の成果について、利用者視点に立ったエグゼクティブサマリーを書くべきではないかといった御指摘をいただきました。これを踏まえて、最初にこれまでの成果というパートを設けさせていただきました。

ここでは、2019年の改正電気通信事業法の施行後の3年間の振り返りを記載させていただきます。

まず1年目は、事業法の運用体制の整備や、事業者における規律内容に関する理解の定着、また、MVNOがMNOに支払うデータ接続料に関する予見可能性の向上、あとは音声卸料金に係る総務大臣裁定といった取組が行われまして、一方で、第4のMNOである楽天モバイルの参入があったところでございます。

2年目は、アクション・プランを策定いたしまして、これに基づく各種取組の推進がなされました。こうした取組を背景としまして、2021年春頃から、多くの携帯電話事業者が従来よりも大幅に低廉な料金プランの提供を開始して、利用者の乗換えも大きく進んだところでございます。

3年目は、MNO3社の既往契約を含む全ての契約の違約金の撤廃、キャリアメールの持ち運びの実現、MVNOとMNOの間の卸協議がより実質的・活発に行われるようにす

るための電気通信事業法の改正といった取組が進められたところでございます。

こうした取組を背景としまして、長年引下げが行われてこなかった音声の従量制料金について、MVNOが従来の半額以下となる水準でサービスを提供する等、多様な料金プランの提供がなされたところでございます。また、新料金プランの契約数は、本年5月末時点で4,000万を突破するに至りました。こうしたことが、これまでの振り返りとして言えるのではないかと考えてございます。

これらの取組を端的にまとめますと、アクション・プランで3つの柱として掲げられた点、すなわち利用者の理解を妨げるような商慣行や表示・説明を是正させることや、MNNOのネットワークを適正な形で開放・提供させること、利用者の乗換えを阻むような仕組みや商慣行を是正させること、こういったことに資する多くの取組の一つ一つを積み重ねてきたということに尽きるのではないかと考えてございます。

こうした地道な努力の結果、事業者におきましては、利用者を獲得・維持するために、従来よりも魅力的な料金プランを提供せざるを得ないということとなりまして、市場全体として、特に通信料金の面での競争が活発化してきたものと考えられるとしております。

これを利用者の視点から見ますと、低廉な料金プランが市場全体として広く提供されるとともに、利用者が自らのニーズに合致した事業者や料金プランを選択肢しやすい環境が整いつつあるというふうに評価できるかと思えます。そして実際に、自らの利用するサービスを見直して、事業者の乗換えやプラン変更を行った利用者は、月々の携帯電話料金の支払いが大きく減るといって、改革の成果を享受しているのではないかと考えられるかと存じます。

他方で、現時点ではなお多くの利用者が旧来の高額なプランに残っているということでございますので、こうしたプランの利用者におきましては、ぜひ利用中のプランがニーズに合っているかを確認して、合っていないければ事業者の乗換えやプランの変更を行うことで、これまでの改革による成果を享受していただきたいと考えるとしております。

次に、2つ目の、今回の検証結果についてのパートでございます。こちらについては、2つの観点から記載させていただきました。

最初の観点が、「通信料金と端末代金の完全分離」についてでございます。改正法では、「通信料金と端末代金の完全分離」と「行き過ぎた囲い込みの禁止」、これを大きな柱としているところでございます。ここで、後者の「行き過ぎた囲い込みの禁止」については、改正法が目指した目的は達成されつつあるのではないかというふうに言える一方で、「通

「信料金と端末代金の完全分離」については、当初目標の達成に向けてはまだ道半ばと言わざるを得ないと考えてございます。

具体的には3,898行目まで飛んできたいのですが、上限2万円規制を導入したことによりまして、改正法の施行以前のような極端な状況に陥ることは一定程度抑制できたのではないかと考えられるものの、MNO各社と販売代理店は、今なお、過度の端末値引き等による誘引に頼った競争慣行から脱却できていないのではないかと考えられるところでございます。

こうした状況を受けまして、上限2万円規制をさらに強化して、利益提供の上限を0円に引き下げるべきといった意見もございます。しかしながら、現時点では、そこまでの明らかな悪影響があらわれているとは言い難い状況にありますので、直ちに規制を強化するという結論を導き出すのは困難かと思えます。

他方で、現在の販売現場の実態に照らしますと、上限2万円規制を撤廃すると、以前の極端な状況にまで戻ってしまい、通信料金の下げ止まりや引上げ等につながることや、利用者間の不公平が広がる懸念が払拭できないのではないかと考えられます。このため、当面は現行の上限2万円規制を維持した上で、その遵守の徹底を図ることが適当ではないかとしております。

その際には、極端な端末の値引きは、通信料金への影響以外にも、弊害をもたらすおそれがあるといった指摘や懸念があることに留意する必要があるというふうにしています。

具体的には、いわゆる転売ヤーの問題を生じさせ得ることや、MVNOが淘汰されて、MNOによる寡占状態が強まり得ること、また、結局はMNO間の消耗戦となってしまう、MNO各社によるインフラ整備やサービス開発に向けた投資余力が削がれ、中長期的な電気通信市場全体の発達の阻害要因となり得るといったことがございます。

あとは、端末を頻繁に買い換える利用者とそうでない利用者との間で不公平を生じること。さらには、端末メーカー間の競争がゆがめられ得ること。また、ミリ波など先進的な技術に対応していない端末に大幅な値引きが行われますと、こうした先進的な技術の普及の妨げにもなり得るのではないかということにも触れてございます。最後に、中古端末市場への影響もあり得るということでございます。

したがって、MNO各社におきましては、このような指摘や懸念を踏まえて適切に対応することが求められるというふうにしております。

次に、2つ目の、その他の課題についての検証でございます。このワーキンググループ

におきましては、モバイル市場等における個別の課題についても毎年テーマを設定して検証・議論を行っているところでございます。

例えば、昨年の報告書におきましては、音声通話料金について分析を行いまして、音声卸料金が実質的に「逆ざや」の状態となっていたことを明らかにいたしました。本年は、携帯端末の対応周波数等、「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係、さらには、いわゆる「転売ヤー」対策等を取り上げまして、議論を行ったところでございます。

この中でも特に、携帯端末の対応周波数等については、初めてこの問題を正面から取り上げまして、議論を行ったところでございます。この論点につきましては、現時点では国民的な議論が熟していないことに鑑み、ルール化・標準化を進めることは見合わせました。しかしながら、MNOと端末メーカーにおきましては、利用者の視点に立った自主的な改善の取組を進めていかれることを期待したいとにさせていただいております。

また、このワーキンググループとしても、引き続きこの問題について注視をしていきたいとしております。

いずれにしましても、携帯電話サービスというのは、国民共有の財産であり、有限希少な電波を使用して提供されているものでございます。このため、モバイル市場全体としまして、公正な競争環境が整っているか、未解決な課題はないかについて、常に利用者の視点に立って検証を行うとともに、必要があれば一定の規律を課すことを検討していく必要がございます。

また、競争を通じた料金の低廉化やサービスの多様化、高度化を図っていくという観点からは、MVNOが市場における競争の軸として機能することが極めて重要であります。そのためには、MVNOがMNOと対等な条件で競争をできるような環境を整備することが不可欠でございますので、昨今、MNOとMVNOの料金水準が近接しているということ踏まえますと、価格圧搾の検証作業が、今後は重要になってくるのではないかとしております。

最後に、3つ目の、今後に向けてのパートでございます。こちらでは、関係者には本報告書に盛り込まれた事項について、必要な取組を早急に実施することを期待することと、本ワーキンググループにおきまして、引き続きモバイル市場等の状況を確認・検証し、必要に応じて更なる対応について提言していくという旨を記載させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、コメント、御質問のある方は御発言いただきたいと思います。御発言希望の方はチャットでお知らせいただければと存じます。論点多岐にわたりますが、どこでも構いませんので、どうぞ御発言をお願いします。いかがでしょうか。

それでは、相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 ほかにあまりいないようなので、場つなぎではないですけれども。基本的に、これまでの議論に沿った方向性になっていると思います。

携帯電話の周波数について、報告書にお書きいただく必要はないと思いますが、コメントさせていただきますと、直近でa uの通信事故に伴い、総務省としてこれからローミングサービスについて検討するということを表明されていて、それがどういう方向に進むかというのはまだこれからの議論だと思いますけれども、現状の基地局の構成を考えると、やはりローミング先のキャリアの電波を端末が出さないと、多分ローミングは難しいと思います。ということで、他社の周波数に対応しているかというのが、ローミングサービスが使えるかということにも恐らく関係してくる可能性があるのではないかなということ、コメントさせていただければと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。その辺は技術的のところですので、ぜひ詰めていただけたらと思います。

それでは続きまして、大谷さん、どうぞ御発言いただきたいと思います。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

これまでの議論を丁寧に文章にまとめてくださっておりますので、今さら感想めいたことぐらいしか申し上げられないのですが、最後のほうにお願いして、エグゼクティブサマリーのように、これまでの取組の利用者の視点からの意義というのを再整理していただくことができまして、非常に分かりやすくなったと思っております。

その関係で、詳しく述べていただいた、極端な端末の値引きについて、通信料金への影響だけではなく、様々な弊害をもたらすということで、たくさん問題点を指摘していただいております。いずれももっともかなと思っております。資料で言いますと、147ページの3,920行目以降の部分だと思っております。

MNOの問題だけではなく、端末市場に対する影響や、あるいは、技術革新、イノベー

ションに与える影響、そしてMVNOに対する悪影響といったことを幅広く取り上げていただいておりますので、私としては、ここに追加するのであれば、販売代理店のビジネスに与える影響というのも少なくないのではないかと考えております。

書いていただくかどうかというのは別としまして、やはり人気のある端末の誘引力に過度に依存したMNPの繰り返しというのは、転売ヤー問題に象徴されるところでありますけれども、それによって過度にMNPを行うなどの販売戦略を取らされている立場の代理店においても、消耗するような状態が生じているのではないかと考えております。これまでのヒアリングの中で具体的に、もう疲れ切っていますというような、疲弊し切っているというようなところまでお話しいただいてもいないので、なかなか書きづらいところだとは思いますが、各所に影響を与えているという意味で、この問題については引き続き取り組んでいかなければいけないと考えているところです。

本当に感想で恐縮ですけれども、147ページのところについては以上でございます。

せっかく発言の機会をいただきましたので、ほかの点についても簡単に感想を述べさせていただきますと、特定の周波数のみに対応する端末の問題ですけれども、111ページのところで述べていただきましたように、端末メーカーに対して、複数のMNOの周波数に対応するインセンティブを付与できるようになれば、この取組が成功したものになるのではないかと考えておりますので、今後の周知策の効果を見極めていき、端末メーカーがどのように行動変容されるのかをモニタリングできればと考えております。

それから、136ページのところで述べていただきました、固定の引込線転用の問題ですけれども、想定以上に長い時間がかかりましたけれども、いろいろ議論した結果として、速やかに検討を再開していただける動きになりましたのは、関係者の皆様の御努力あつてのことだと思っております。引き続き検討と、実際の転用が速やかにできるような状況になることを期待したいと思います。

私からは以上でございます。

【新美主査】 コメントありがとうございます。代理店への影響については難しいところがあるかと思いますが、ワーキンググループとしては、注視していく必要があるというのはおっしゃるとおりですので、その辺は少し検討させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、中央大学の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。私のほうからは2点ほど、総務省のほうへのお願いというような形でコメントさせていた

できれば、あるいはもし可能でしたら確認をさせていただければと思っております。

まず、1点目ですけれども、第2章に27条の3の施行状況ということでございます。特に上限2万円規制の遵守徹底というところで、ページ数だと21ページ、541行目からでございます。特にこの部分は、事業法第27条の4で、販売代理店に対する指導等というようなタイトルがついているところでございますけれども、やはり重要になってくるのが、22ページの553行目、3つ目のポチで、販売代理店に対する手数料・奨励金等や評価指標、これはまさしくMNO社内での取組ということもあるので、これは27条の4の条文の中の、直接的には販売代理店への指導ということを決めてはおりますが、やはりそれに付随する形で、MNO社内での取組が含まれていると解釈するのがよろしいのかという点で確認をさせていただければなと思っております。やはりこれが販売代理店の評価制度の見直しにもつながってくるかと思っておりますので、そういった確認の趣旨でございます。

2点目は、お願いというふうにさせていただければと思っております。修文等の必要性はないかと思っております。この報告書(案)全体を通じまして、様々なガイドラインという言葉が出ております。恐らくは公正取引委員会との共同ガイドライン、または27条の3の運用ガイドライン、それぞれ意味していることかと思っておりますが、果たしてそれぞれ報告書(案)において記載されているガイドラインがいずれのガイドラインを指すのかというところ、特に27条の3であれば、公正取引委員会との関係、そして、対応周波数の問題であれば、まさしく公正取引委員会との関係が議論されるかと思っておりますので、ぜひそういったガイドラインの明確化をお願いできればと思っております。

長くなりました。失礼いたしました。私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。なかなか含蓄のある、非常に的を射た要望だと思いますので、今後、さらにそれを探っていけるようにしたいと思います。ガイドラインでどこまで書けるかということだと思いますが。

ほかに御発言ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

【片桐料金サービス課長】 すみません、事務局でございます。今の西村先生のコメントの1点目に関してでございます。

事業法第27条の4と、代理店に対する手数料・奨励金の評価指標との関係でございます。こちらにつきましては、明確にこうした評価指標について、総務省の規定で書いておりますのが、消費者保護ルールとの関係のガイドラインでございます。

そこでは27条の4というよりは、むしろ電気通信事業法第29条の第1項第12号で、

不合理な事業運営によりまして、電気通信の健全な発達等に対して影響を与える場合は業務改善命令を行うことができるといった規定があるのですけれども、その一例として、評価指標についてガイドラインで明確化しているところでございます。したがいまして、適正でない評価指標は、一義的には第29条の第1項第12号に当たるのではないかと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。西村先生、今の事務局からのお話でよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 承知いたしました。今で関係性がよく分かりました。ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言ございませんでしょうか。北さん、どうぞ御発言ください。

【北構成員】 野村総研の北でございます。まず、これまでの議論を過不足なく取りまとめいただきました。感謝申し上げます。その上で、2点、コメントでございます。

1点目は先ほど相田先生のコメントにもありましたが、KDDIの通信障害がありました。これによって事業者間の競争の重要性はいささかも変わらないですが、一方で、協調の必要性が高まったのではないかと思います。特にユーザーにおきましては、MVNOの契約が何倍になったという報道があり、2回線目としてMVNOを契約するということが行動として広がったりしています。我々生活者のまさにライフラインである携帯電話のネットワークを安心して使うために、今後、ローミングを含めた事業者間の協調が必要になってくると思います。これまでの事業者間の競争に加え、競争と協調のバランスを取っていく時代に突入したのではないかと思います。これは感想です。

もう1点、上限2万円規制の特例の運用状況について、584行目からの部分ですが、明らかに不適切な端末代金の値引き等が行われている状況は確認されなかったとあります。先般、3Gマイグレを悪用した詐欺、いわゆるマイグレ風詐欺と呼ばれていますが、これで逮捕者が出ました。中古で買った3G端末に4GのSIMを差して、3Gマイグレだと偽って最新のスマホを0円で入手するという手口なわけですが、恐らく氷山の一角だと思います。そのチェックをあえて厳しく行わないショップがあると聞いています。代理店評価指標の中に、3Gマイグレの達成率が含まれておりまして、その達成のためにチェックを緩くしているというわけです。これは利益提供の件数の数字を見る限りでは分かるもの

ではありません。

a uのマイグレは終了しましたが、今後ソフトバンク、ドコモのマイグレ期限が来ますので、キャリアにおかれましては、代理店をしっかりとチェックしていただくとともに、総務省におかれましては、実態を把握するための調査手法を検討する必要があると思っています。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。2点とも大変なものを射た御指摘であったと思います。

私が伺っていて関心を持ったのは前者でありまして、競争と協調をもっと進めるべきだということは私も同感です。状況や環境は違いますけれども、電力において電力の相互融通のようなものもなされておりますので、やはりこういった公共事業というか、基本的なインフラについては、どこかに故障があったときには協調し合うということがあってしかるべきだろうと思いますので、北さんの御意見、御指摘に全面的に賛同します。

ほかに御発言ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

先ほど皆さんがおっしゃったように、私もこの報告書の案を読ませていただいて、我々の議論したことをほぼ網羅しており、これ以上注文つけることはほとんどないなと思って読ませていただきました。皆さん方も多分そうだろうと思いますが、何かございましたら、どうぞ遠慮なく御発言いただきたいと思います。

皆さん十分だということであれば、これにて意見交換は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はこのあたりで意見交換を終了させていただければと存じます。「報告書2022（案）」については、今後、パブリックコメントを募集し、提出された意見を踏まえて、最終的に取りまとめることにしたいと考えております。本日いただいた御意見を踏まえまして、パブリックコメントにかける「報告書2022（案）」の内容については、主査である私に御一任いただけますと幸いです。ありがとうございます。よろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、今日いただいた御意見を基に、最終的な案の作成に臨むことにいたします。どうもありがとうございました。

本日の議事は以上となります。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございます。
た。

「報告書2022（案）」については、準備が整い次第、パブリックコメントを行わせていただきます。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

いつもながら熱心で、かつ非常に突っ込んだ御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。それでは、失礼いたします。

以上